

資料6

行政運営改善調査 結果概要（令和6年3月～6月）

- ・ 資料6-1 (P1～9) 太陽光発電設備等の導入に関する調査
(勧告日：令和6年3月26日)
- ・ 資料6-2 (P10～16) 社会的養護に関する調査-里親委託を中心として-
(勧告日：令和6年6月7日)
- ・ 資料6-3 (P17～20) ため池の防災減災対策に関する調査
(通知日：令和6年6月21日)

太陽光発電設備等の導入に関する調査結果（概要）

〔 勧告日：令和6年3月26日 勧告先：経済産業省 〕

！ 調査の背景

各地域で太陽光発電設備等の導入が進められているが、一部の現場では住民説明が不十分、土砂の流出などのトラブル等が発生しており、その発生防止、地域住民の理解促進など地域との共生を図りつつ、適正な導入を進めるための環境の整備が課題

📄 調査結果

- 再エネ特措法違反等の**発電事業者への指導権限は経済産業省があるが、住民は身近な市町村に相談し、市町村が対応している状況**
- 調査対象市町村の2割弱で、未解決のトラブル等があると回答

① 設備設置前のトラブル等の未然防止策（周辺地域への事前周知）

- ・ 泥水・土砂等の流出は、防災工事や排水対策の未実施等が要因。市町村が発電事業者に対し、再発防止策の実施と住民への説明について助言している事例あり
- ・ 説明を行った住民の範囲や説明方法でトラブル等となった事例がある一方、説明すべき住民の範囲を自治会と協議、図面等を用いた説明等住民の理解を得るために工夫している事例あり

② 設備設置後のトラブル等の未然防止策・発生後の対応

- ・ 異なる地域で同一発電事業者によるトラブル等あり
- ・ 条例に基づき設備設置後に現地確認を実施し、トラブル等の未然防止を図っている市町村あり
- ・ 市町村が助言等を行ってもトラブル等の改善が図られず、経済産業局に相談を行っている事例あり
- ・ 経済産業局はトラブル等の通報を受けた場合に現地確認を実施

③ 経済産業省と地方公共団体との情報共有

経済産業省が地方公共団体に提供する認定設備情報等や同省に通報できる**情報提供フォーム**を不承知の市町村が6割以上あり

④ 発電事業者に対する経済産業局の指導等

長期間改善等が行われていないが、文書指導を実施していない事例など、行政処分の前提となる**経済産業局の文書指導の対応が区々**

✓ 経済産業省への情報提供 (令和5年8月)

- ① 事例を踏まえ、**住民説明のポイント**（説明すべき内容及び住民の範囲等）を**経済産業省に情報提供**
⇒ **経済産業省令の改正**及び**新たなガイドライン**に反映



👉 勧告

〔 トラブル等の未然防止、発生した場合の迅速な対応等のための改善策 〕

- ② **トラブル等の未然防止**に向け、**経済産業省による現地調査を強化**。現地調査は、地方公共団体から通報のあった発電事業者の情報等を活用し効率的・効果的に実施
- ③ **地方公共団体に対し、設備情報、情報提供フォーム等を周知**
- ④ **法令違反等の状態が未改善の場合の経済産業局から経済産業省本省への協議基準等を整理し、文書指導等を着実に実施し、改善されない場合は交付金の留保などの必要な措置を適確に実施**

💡 期待される効果

発電事業者の適切な事前周知の実施と経済産業省の現地調査の実施等による**トラブル等の未然防止**

市町村による**トラブル等への対応の負担の軽減**

トラブル等への**迅速な対応**や**着実な改善**



地域と共生した**設備の導入・普及**



調査の背景・目的

調査の背景

- 再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）に係る固定価格買取制度が平成24年7月に導入されて以降、全国で太陽光発電設備等の導入が拡大（再エネ特措法*に基づく再エネ導入件数：約266万件（令和5年3月末）、導入容量：約7,360万kW（令和5年3月末。同法施行前は約2,060万kW（平成24年6月末））
* 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）
 - 国は、令和12年度の温室効果ガス排出量46%削減に向けて、再エネの電源比率を倍増（令和元年度比）する計画を策定し、その導入を促進
 - 一方、一部の太陽光発電設備等に関し、地域の現場では、地域住民への説明が十分になされないまま事業が開始される例、発電設備の設置後に土砂が流出する例などのトラブル等が発生
- 令和5年に再エネ特措法が改正（令和5年6月7日公布、令和6年4月1日施行。以下「改正法」という。）され、地域と共生した再エネ導入のための規律の強化等を措置

[改正法の概要]

- ◇ 再生可能エネルギー発電事業計画（以下「事業計画」という。）の認定要件として、説明会の開催等により、事業内容を発電事業者が周辺地域に対して事前周知（以下「周辺地域への事前周知」という。）することを追加（事業譲渡にも適用）
- ◇ 委託先事業者に対する監督義務を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底
- ◇ 関係法令等の違反事業者に、FIT/FIP ※の国民負担による支援（FIT/FIP交付金）を一時留保する措置を導入。違反が解消された場合は、相当額の取戻しを認めることで、発電事業者の早期改善を促進する一方、違反が解消されなかった場合は、FIT/FIP 交付金の返還命令を新たに措置

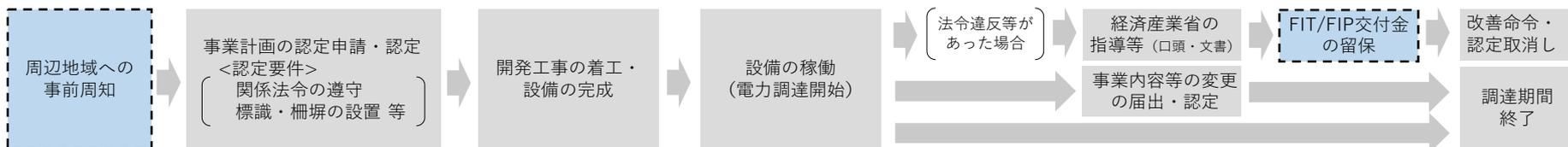
※ FIT：再エネを固定価格で買い取る制度（Feed-in Tariff）、FIP：売電価格にプレミアムを上乗せする制度（Feed-in Premium）

調査の目的

改正法による新たな措置等も踏まえ、地域と共生を図りつつ、太陽光発電設備等()の適正な導入が円滑に進められるための仕組みや運用の改善策、その進捗を把握するための方法を検討することを目的に実施**

**「太陽光発電設備等」は、事業計画の認定件数の多くを占める太陽光発電設備及び風力発電設備

(参考) 太陽光発電設備等の導入から調達期間終了までの流れ ※  は改正法で新たに創設

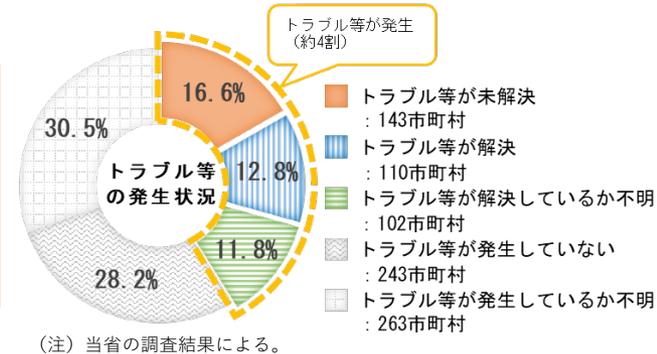


基礎調査及び実地調査からみたトラブル等の概況

基礎調査※1により把握したトラブル等の発生状況

※1 太陽光発電設備の認定件数(令和4年6月末時点) 上位の24都道府県の全市町村(943市町村)を対象

- **市町村の約4割※2で、太陽光発電設備に起因するトラブル等が発生**
※2 回答が得られた861市町村中355市町村
- **市町村の2割弱※3で、未解決のトラブル等がある状況**
※3 回答が得られた861市町村中143市町村



実地調査した市町村※4で把握した主なトラブル等の内容

※4 基礎調査結果や再エネ発電設備に関する条例の制定状況等を踏まえ、121市町村を対象

- **発電設備の設置に向けた開発工事段階におけるトラブル等**
 - ✓ 開発工事の施工内容関係
 - i) 開発工事中の敷地や調整池から泥水や土砂が流出し、道路、河川等に流入
 - ii) 開発工事の施工内容が許可条件と相違
 - iii) 発電事業者等による地域住民への説明不足
 - ✓ 開発場所に関係する災害発生、騒音、反射、景観悪化等の懸念
- **発電設備の稼働段階におけるトラブル等**
 - ✓ 設備の敷地から泥水や雨水が流出、のり面の崩壊や設備自体の損壊
 - ✓ 雑草の繁茂により通行の妨げや害虫の発生、火災発生の懸念
 - ✓ 柵塀の未設置又は不適切な設置(位置、構造、素材)による通行者等への危険の懸念
 - ✓ 標識の未設置等による緊急時の発電事業者等の連絡先が不明等
 - ✓ 設備からの反射、騒音等

発電事業者に必要な指導等を行う経済産業省で通報を受け付けている一方、住民にとって身近な市町村が相談に対応している状況がみられた。

《トラブル等のイメージ写真》
【土砂流出による設備の崩壊】



【柵塀が未設置】



(注) 経済産業省のホームページから引用

実地調査により把握したトラブル等の発生要因と現場での市町村の対応状況等を分析し、調査結果及び所見として取りまとめた。

調査結果① 周辺地域への事前周知に関する対策

制度概要

- これまでは、再エネ特措法上、周辺地域への事前周知は事業計画の認定要件とされておらず、市町村等の条例で義務化されている場合等に地域住民への説明等を実施
- 改正法により、周辺地域への事前周知が認定要件化

調査結果（トラブル等の分析・現場での対応）

- 泥水・土砂等の流出や雑草の繁茂、騒音等に関するトラブル等が発生しており、**市町村が発電事業者等に対し、以下のような再発防止策の実施や当該再発防止策の地域住民に対する説明について助言等を行っている。**

泥水・土砂等の流出	調整池設置等の防災工事、排水溝設置等の排水対策、盛土・切土やのり面の保護対策、災害があった場合の対応等
雑草の繁茂、柵塀の未設置、騒音等	除草の実施時期、柵塀の設置方法、防音対策等

- **条例で住民説明を義務化している市町村**からは、条例制定後、**住民説明の未実施や設備設置後のトラブル等は、発生していない又は少ないと認識**しているとの意見あり
- **説明を行った地域住民の範囲や説明の方法でトラブル等となった事例**がある一方で、以下のように工夫している事例もみられた。
 - ✓ 地域住民の範囲について、発電事業者が市町村や自治会と協議し、説明が必要な地域住民の把握漏れがないようにしている事例
 - ✓ 住民説明に、発電事業者のほか、設計業者や施工業者、保守点検責任者が参加することで、土地の開発工事や設備の維持管理に関する質疑応答に的確に対応できるようにしている事例
 - ✓ 図面等を用いた事業や造成工事の概要、維持管理の計画等を地域住民に説明したことで、説明内容と異なる設備の不適切な設置や維持管理が早期に発見され改善が図られた事例

[住民説明のポイントの検討]

- 泥水・土砂の流出等の未然防止のための防災工事や排水対策、太陽光発電設備に係る雑草の繁茂や風力発電設備に係る騒音への対策等について事業内容で明確化し、地域住民に事前説明しておくことが重要
- 説明の対象とすべき地域住民の範囲や説明の方法について地域の状況等に応じて設定するとともに、図面等を活用して説明するなどの工夫をすることが重要

調査情報の提供（令和5年8月）

調査事例を踏まえ、トラブル等の未然防止や発生した場合の迅速な対応に資する**住民説明のポイント**（防災工事や排水対策などの説明すべき内容、説明対象とすべき地域住民の範囲や説明の方法に関する工夫等）を整理し、**経済産業省に情報提供**

経済産業省の審議会における改正法の運用の議論に活用され、再エネ特措法施行規則*1の改正及び新たに策定された説明会等ガイドライン*2に反映

*1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）

*2 説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（令和6年2月経済産業省策定）

制度概要

- 改正法に基づく周辺地域への事前周知では、再エネ発電事業が周辺地域の安全、良好な景観、自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容について説明が必要（認定要件）
- 認定申請時には、周辺地域への事前周知を行ったことを証する資料の提出が必要

調査結果（トラブル等の分析・現場での対応）

- 条例で住民説明を義務化している市町村の中には、住民説明に関する報告書の提出を求めているところがあり、これらの中には、以下について確認している市町村あり
 - i) 事業内容等の地域住民に周知した内容
 - ii) 地域住民からの主な意見、意見に対する回答
 - iii) 地域住民等の意見を踏まえて検討した事業内容となっているか 等
- 事業着手前に住民説明が行われた事例の中には、以下のように、説明内容と異なる造成や維持管理がなされたが、関係資料が地域住民に共有されていたことで、迅速な解決が図られている事例あり
 - ✓ 事業や造成工事の概要等を記載した資料の回覧を行ったことで、計画と異なる造成工事を地域住民が発見し、防災工事等が実施された事例
 - ✓ 除草時期を説明していたことで、その時期に雑草が繁茂していることを地域住民が発見し、除草作業が実施された事例

（また、このように住民への説明内容と異なる造成や維持管理がなされた場合について、本調査中に経済産業省に見解を確認したところ、「周辺地域への事前周知の内容と実際の再エネ発電事業とが異なる場合、認定取消しなどの厳格な対応を行う。」旨の回答があり、その後説明会等ガイドラインに反映されている。）

[改善策の検討]

- 予防措置の説明は、地域住民のチェックが働き、トラブル等の未然防止等に有効であることから、これらを含め周辺地域への事前周知の適切な実施が重要

勧告内容

周辺地域への事前周知を行ったことを証する資料に基づき、予防措置の説明、地域住民からの質問を踏まえた検討結果の説明などが適切に行われているかについて確認すること。

制度概要

再エネ特措法は、発電事業者に対し、関係法令の遵守とともに、発電設備の適切な保守点検及び維持管理並びに標識及び柵塀の設置を義務付け。未設置等の法令違反については指導等が行われ、改善されない場合には、認定取消し等の対象

調査結果 (トラブル等の分析・現場での対応)

- 標識や柵塀の未設置等の事例が相当数みられたほか、**同一の発電事業者が市町村や都道府県域を越えて、複数の太陽光発電設備で、不適切な維持管理や関係法令違反をしている事例あり**
- 条例に基づき、設置完了届等が提出された**設備に対する現地確認を実施し、標識・柵塀の設置や排水対策の実施状況を確認**することで、トラブル等の未然防止を図っている市町村あり
 - ✓ また、ほとんどの市町村において、トラブル等について相談を受けた場合に現地確認を行い、被害の現状や発生要因等について把握した上で、発電事業者等への連絡、改善策や住民説明等に関する助言等を実施
- 市町村の中には、助言等を実施しても**トラブル等の改善が図られず、経済産業局等に相談**を行っている事例あり
 - 経済産業局では、トラブル等について**通報を受けた場合に現地確認を実施**。中には、**限られた職員数で対応しているため、頻繁には実施できないとする経済産業局**もあり
- 現地確認以外にも、以下のとおり、**写真を活用して法令遵守状況等を確認している市町村や経済産業局**あり
 - ✓ 条例等により、設備の設置完了後の写真等の提出を発電事業者に義務付け、標識や柵塀の設置を確認している市町村あり
 - ✓ 指導を行った標識や柵塀の設置状況など、改善状況を写真で確認している経済産業局あり

[改善策の検討]

- トラブル等の未然防止のために市町村が現地確認を行っている事例がある一方、改善が図られず市町村から通報を受けた経済産業局が対応することで改善が図られた事例があることを踏まえると、関係法令違反等をしている発電事業者に対し指導権限を有する経済産業省において、法令遵守状況等の把握のための現地調査の強化が重要
- 現地調査の効率的・効果的な実施のため、不適切な維持管理をしている発電事業者の情報の活用や、写真等による標識及び柵塀の設置状況等の把握をすることが有効

勧告内容

トラブル等の未然防止に向け、**発電設備への現地調査を強化し、発電設備の法令遵守を徹底させること**。
調査の実施に当たっては、**通報のあった発電事業者等の情報を活用した調査対象の選定や写真等を活用した設備の状況把握により効率的・効果的に行うこと**。

制度概要

- 発電事業者は、太陽光発電ガイドライン*等に基づき、標識に発電事業者名、保守点検責任者名、緊急時の連絡先（電話番号）等を記載。あわせて、認定申請時に「再生可能エネルギー電子申請」サイトに連絡先（電話番号とメールアドレス）を登録
- 連絡先に変更があった場合の手続については、太陽光発電ガイドライン等に明確な記載無し

* 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成29年3月経済産業省策定）

調査結果（トラブル等の分析・現場での対応）

- ① 標識や「再生可能エネルギー電子申請」サイトで閲覧できる発電事業者等の連絡先が更新されておらず、市町村や経済産業局が発電事業者等と連絡がとれない事例あり

- ✓ この中には、積雪により発電設備が損壊しており危険性があるものの、連絡がつかないため放置されている事例あり
- ✓ 発電事業者等と連絡がつかないとして、市町村から通報があり、発電事業者等に連絡したが、連絡がつかないものがあるとする経済産業局あり

- ② 標識に記載されている緊急時の連絡先の発電事業者に連絡しても、設備に詳しくないと返答され、対応に苦慮している市町村あり

[改善策の検討]

発電事業者等について、連絡先（電話番号やメールアドレス）の変更があった場合の、標識に記載している連絡先の更新や「再生可能エネルギー電子申請」サイトからの登録情報の変更の手続、住民等から連絡があった場合の対応（保守点検責任者への指導を含む。）について徹底させることが重要

勧告内容

- ① 標識に記載された連絡先や登録された連絡先に変更があった際の変更手続について、太陽光発電ガイドライン等で明確化した上で、定期的に注意喚起すること。
- ② 発電事業者に対し、標識の連絡先の意義や発電事業者の責任について自覚を持ち、住民等から連絡があった場合に、責任ある対応がなされるよう、これらを太陽光発電ガイドライン等に明記し、徹底すること。

制度概要

- 経済産業省は、地方公共団体において、発電事業者の連絡先等の把握ができる手段として、ア) 経済産業省のホームページで公表されている「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」、イ) 「再生可能エネルギー電子申請」サイト上でログインIDを取得した地方公共団体が閲覧できる「認定設備情報等」を提供
- 再エネ発電設備の関係法令違反等に関する地方公共団体から経済産業省への通報手段として、「平成30年協力依頼に基づく通報」、経済産業省のホームページに設けられた「情報提供フォーム」のほか、令和5年3月からは「関係法令違反通報機能」を追加

調査結果 (トラブル等の分析・現場での対応)

① ア) 事業計画認定情報公表用ウェブサイト、イ) 認定設備情報等を知らないとする市町村が相当数あり

事業計画認定情報公表用ウェブサイト を不承知	509/861市町村(59.1%)
認定設備情報等を不承知	564/861市町村(65.5%)

- ✓ 一方、活用している市町村からは、発電事業者の特定などトラブル等の対応において役に立っているとする意見あり
- ✓ 認定設備情報等で認定申請時の添付書類（保守点検及び維持管理計画や関係法令手続状況報告書）も閲覧できるようにしてほしいとの要望もあり

② 情報提供フォーム等を知らず、経済産業局への情報提供や相談ができるという認識を有していない市町村あり

情報提供フォームを不承知	605/861市町村(70.3%)
--------------	-------------------

- ✓ 一方、トラブル等の解決に向け、必要に応じ、経済産業局に直接又は情報提供フォームを活用して通報している市町村あり

[改善策の検討]

- トラブル等が発生した場合、当該設備に係る発電事業者等の情報を迅速に収集できることが重要
- 認定設備等の情報は、上記ア)・イ)により、地方公共団体に共有され、活用されているが、認知度が低く、その向上や機能強化が重要
- 地方公共団体からの関係法令違反等の通報についても、通報手段の認知度の向上が重要

勧告内容

- ① 地方公共団体が設備に関する情報を収集しやすくなるよう、
 - i) 事業計画認定情報公表用ウェブサイト及び認定設備情報等を周知すること。
 - ii) 認定申請時の添付書類を地方公共団体が閲覧できるよう措置を検討すること。
- ② 関係法令違反等の通報・改善が迅速に図られるよう、地方公共団体に対し、情報提供フォームや関係法令違反通報機能を周知すること。

制度概要

- 経済産業局では、再エネ発電設備のトラブル等に係る通報を受け付け、発電事業者に対する指導等を実施。指導等により法令違反が改善されない場合、改善命令や認定取消しの措置に移行
 - 改正法により、交付金の留保の措置が新設されるとともに、当該措置並びに改善命令及び認定取消しの措置の実施に当たり、所在不明の発電事業者に対する公示送達※の措置を新設
- ※ 相手方が所在不明で意思表示を到達させることができない場合に、その意思表示を到達させるための措置。公示送達は、経済産業省の掲示場に、送達すべき書類を送達する旨を掲示し、掲示から2週間経過することによって、その効力が発生

調査結果（トラブル等の分析・現場での対応）

- ① **経済産業局では、まずは口頭指導を実施し、口頭指導後も未改善の場合や口頭指導の際に連絡がつかない場合には、経済産業省本省と協議して文書指導を実施**するとしているが、**その協議基準（協議の対象や時期等）を定めている経済産業局はみられず**
 - ✓ 連絡がつかない発電事業者に対し、通報の受付から長期間経過しているが、文書指導を実施していない経済産業局や、特定記録郵便を送付しても宛先不明で連絡がつかない発電事業者に対し、特段の対応を行っていない経済産業局あり
- ② **指導等を行った後の改善状況の確認や通報への対応に係る記録等の実施状況が経済産業局で区々**
 - ✓ 写真により改善状況を確認している経済産業局がある一方、写真がなくても口頭での改善報告で可としている経済産業局や、改善状況の確認を行っていない経済産業局あり
 - ✓ 対応案件一覧表の様式を定め、対応記録（通報の内容、発電事業者への対応状況等）を作成している経済産業局がある一方、「組織的に共有してはいない」、「平成30年協力依頼に基づく地方公共団体からの通報の記録は作成していない」とする経済産業局あり

[改善策の検討]

- 今後の交付金の留保の実施を踏まえ、経済産業局における文書指導の対応が区々とならないよう、経済産業省本省との協議基準の整理が必要。その際、交付金の留保等の運用に当たり、円滑に公示送達を実施できるよう、併せて整理することが重要
- トラブル等の着実な改善のため、関係機関との情報共有、口頭指導、改善状況の確認等を適確に実施するとともに、文書指導等の次なる対応に備え、適切に記録を作成し、組織的に共有することが重要

勧告内容

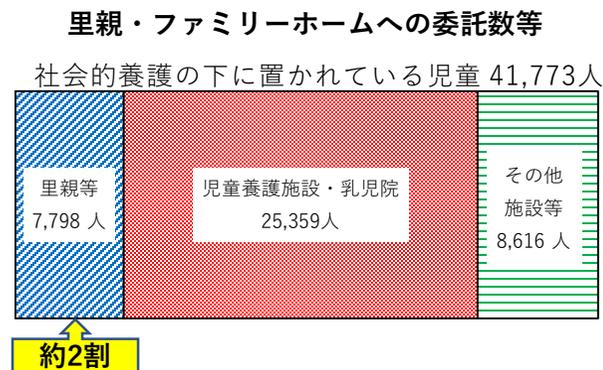
- ① 指導を行っても改善されない場合などについての**経済産業局から経済産業省本省への協議基準を整理**すること。
- ② 改善状況の確認を適確に行うため、**写真等を活用するとともに、指導経緯等を記録し、組織内で共有**すること。
- ③ 上記①、②を踏まえた**指導等を着実に実施**するとともに、**改善されない場合は交付金の留保などの必要な措置を適確に実施**すること。

「社会的養護に関する調査－里親委託を中心として－」の結果（概要）

！ 調査の背景

[勧告日：令和6年6月7日 勧告先：こども家庭庁]

- 社会的養護の下に置かれている児童（児童養護施設や里親等の下で養育される児童）は令和3年度末において約4.2万人
- 児童の代替養育（保護者から分離して養育すること）は児童養護施設が中心であったが、より家庭に近い環境で特定の大人との愛着形成を行うことが、その後の発達過程により影響を及ぼすとされ、平成28年の児童福祉法改正で「家庭養育優先の原則」が明確化
- 代替養育が必要な児童は里親又はファミリーホーム（養育者の住居において家庭養護を行う事業者（定員5～6人））に委託することが原則であるが、社会的養護の下に置かれている児童に占める里親等委託児童の割合は約2割



調査結果

- ✓ 里親の希望と児童の属性のミスマッチにより登録里親の約7割は未委託の状況。短期委託やショートステイ事業の経験は、未委託里親の受入希望の幅を広げる効果あり
- ✓ 登録里親の半数以上を占める共働き世帯への委託が低調。里親に対して保育所等入所時の点数加算をしていない市町村があるほか、幼稚園と保育所等には、児童を預けているという点に差異はないものの、措置費（実費）支給の取扱いに差異あり
- ✓ 障害児・被虐待児の多くが養育里親に委託され、専門里親（障害児等を専門的に養育する里親）への委託は少数。養育里親への専門的な研修や支援が必要であるが、専門里親に登録しようとしめない限り受講できない。また、研修は東京都に出向かねばならず受講しにくい。
- ✓ 児童との関係が悪化し養育を継続できない里親不調が増加。児童相談所は不調後に里親をケアする一方、一部の児童相談所では不調事例を養育支援に生かしている例がみられるものの、児童相談所単位では事例数が少なく、体系的な分析に基づく未然防止の検討は困難

主な勧告

- 未委託里親に児童を委託するため短期委託やショートステイ事業の活用推進
- 保育所等入所の優先利用の徹底や保育所等に係る措置費支給の検討
- 障害児・被虐待児を委託している里親への専門的な研修機会の付与の検討
- 里親不調に関する全国の事例を把握・分析し、未然防止に資する情報を児童相談所に周知

期待される効果

- 里親の希望と児童の属性とのミスマッチ解消
- 里親が安心して児童を養育できる環境の整備
- 里親委託が進み、児童の健全な発達に寄与

調査の背景・視点

調査の背景

- 社会的養護の下に置かれている児童（児童養護施設や里親等の下で養育される児童）は、令和3年度末において約4.2万人
- 要保護児童については、児童相談所が通告や相談を受け、緊急性などを判断した上で、児童を一時保護し、家庭に戻せないなどの事情があるときは、児童養護施設や里親等の下で家庭復帰や自立に向けて保護・養育



- 児童の代替養育は児童養護施設が中心であったが、より家庭に近い環境で特定の大人との愛着形成を行うことが、その後の発達過程により影響を及ぼすとされ、**平成28年の児童福祉法改正で「家庭養育優先の原則」が明確化**
- これを踏まえ、こども家庭庁は、**里親やファミリーホームといった家庭と同様の環境下での養育を推進**
- しかしながら、里親等（里親及びファミリーホーム）への委託は増えてきているものの、**里親等委託率（注1）は約2割で、年齢別の目標値と大きなかい離あり（注2）**。また、里親登録したものの、児童を委託されていない里親（未委託里親）が約7割
 - （注1）児童養護施設、乳児院、里親及びファミリーホームに措置されている児童数に占める里親又はファミリーホームに措置されている児童数の割合
 - （注2）こども家庭庁は、里親等委託率の目標値について、「3歳未満」・「3歳以上就学前」はいずれも75%、「学童期以降」は50%としているが、その実績値（令和3年度末時点）はそれぞれ25.3%、30.9%、21.7%となっている。
- 不安や悩みを抱える里親への支援不足といった課題も指摘

調査の視点

- 里親委託のより一層の推進を図る観点から、児童相談所における里親委託や里親への支援の実施状況を調査
- あわせて、里親が児童相談所の支援をどのように受け止めているかを里親へのアンケート調査及びインタビュー調査により把握
 - ➡ 里親委託等の課題を明らかにするとともに、課題への対応策（国による支援の余地）を検討

調査結果①-1 里親委託の実施状況（登録里親の確保・未委託里親への委託推進）

背景・制度等

- こども家庭庁は「里親委託ガイドライン」において、児童相談所に「**新たな里親を開拓する**」ことを要請（里親登録が進んでいる都道府県市（注1）ほど里親等委託率が高い傾向あり）。また、国庫補助によりリクルート活動を支援
- こども家庭庁は、児童相談所に対して、未委託里親への支援等として、①未委託里親の状況の継続的な把握、②未委託里親がその養育経験を積み、スキルアップを図る機会として、**研修・トレーニング、短期委託（注2）、ショートステイ事業（注3）**の実施、③里親の孤立化を防止するため、**里親同士の相互交流**の推進を要請

（注1）都道府県並びに政令指定都市及び児童相談所設置市をいう。以下同じ。
 （注2）児童養護施設等の入所児童を週末や夏季休暇を利用して里親家庭におおむね3～5日間程度宿泊させ、家庭生活を体験させる事業
 （注3）実親が疾病、育児疲れ等で一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童を児童養護施設、里親などに預けることができる事業

調査結果

（登録里親の確保）

- ✓ 国が目標とする里親等委託率を達成するには、代替養育が必要な児童のうち約1.6万人を里親に委託する必要。里親は約1.6万世帯登録されているが、その希望と児童の属性とのミスマッチや里親登録後の事情変更（家庭事情や健康状態等）で児童を委託できない里親がいることから、**更なる登録里親の確保が必要**
- ✓ 一部の児童相談所では**里親制度を説明する機会の増加**、マッチングが難しい児童の属性（中高生等）を踏まえた**対象者を絞ったリクルート活動**など取組を工夫

（未委託里親への委託推進）

- ✓ 登録里親のうち未委託里親は約7割。その主な理由は**里親の希望と児童の属性のミスマッチ**。また、児童相談所では経験豊富な里親に児童を預けることが多く、**未委託里親に預けることをちゅうちょしがち**。
- ✓ 未委託里親が参加しやすい相互交流や研修を実施してほしいとの意見がある一方、そのような相互交流等は一部の児童相談所のみで実施
- ✓ 短期委託やショートステイ事業は、養育経験を付与することでスキルアップに寄与するとともに、**里親の受入希望の幅を広げる**ことにつながり、里親委託が実現した例あり

勧告内容

- 登録里親の確保を推進するため、現場の取組を把握した上で、**全国の児童相談所等に優良事例を周知**するなどの措置を講ずること。
- 未委託里親への委託を推進するため、i) **未委託里親が参加しやすい里親同士の相互交流等が進むような措置**を講ずること、ii) **短期委託やショートステイ事業において未委託里親に児童を預けることが進むような措置**を講ずること。

調査結果①-2 児童相談所における里親委託や里親支援等の実施体制

背景・制度等

- 「里親に関する業務」には、児童相談所が直接行う里親の認定・登録に係る業務等のほか、i) 里親委託に係る業務として、新規里親の開拓、里親の選定・マッチングなど、ii) 養育支援に係る業務として、里親への研修、里親家庭への訪問、相談対応などがある（「里親委託ガイドライン」）。
- 児童相談所で中心的な役割を担う児童福祉司は、国の配置基準（児童福祉法第13条、児童福祉法施行令第3条等）に基づき配置
- 里親に関する業務のうち、児童相談所が外部委託することができる業務（上記i)ii)の業務）については、全部又は一部を適切に行うことができる民間機関（児童養護施設、乳児院、里親会、NPOなど）に委託可
- こども家庭庁は、原則的には児童相談所が一貫して里親に関する業務を実施することが望ましいが、必要に応じて、児童養護施設や乳児院等の民間のノウハウを活用しつつ重層的に支援を行っていくとしており、**民間機関に委託する場合には「一連の業務を包括的に委託すること」を推奨**

調査結果

（児童相談所の体制整備）

- ✓ 児童福祉司の配置基準を満たしてる児童相談所は28か所中17か所。配置基準を満たしていない理由は**人材確保が困難なため**としている。
- ✓ 配置基準以上に児童福祉司を配置した児童相談所の中には、里親登録数の増加、里親等委託率の向上につながった例あり

（外部委託の状況）

- ✓ 里親に関する業務を包括的に外部委託している都道府県市は29か所中13か所。外部委託により相談窓口の対応可能日時が拡充している状況や家庭訪問実施率が高くなる傾向がみられ、**外部委託は里親支援の充実に寄与**
- ✓ 外部委託未実施又は一部実施の都道府県市の主な理由は、**委託先が見つからない**、児童相談所が直接実施すべき業務と考えているなど。
- ✓ 他方、外部委託を実施している都道府県市では、関係機関と協力して委託先法人を立ち上げる、外部委託後に試行期間を設けて外部委託先団体との信頼関係を構築するなど、**課題を解決しながら外部委託を実現した例あり**

勧告内容

児童相談所の体制・機能を補完し、里親への重層的な支援を推進する観点から、**都道府県市が外部委託を行う際の課題を把握するとともに、それらの解決の参考となる優良事例を収集した上で、同事例の中で課題解決に至った経緯や具体的な取組等を整理し、都道府県市に提供するなど、外部委託を進める都道府県市の支援を行うこと。**

調査結果② 里親委託の実施状況（共働き世帯への委託推進）

背景・制度等

- こども家庭庁は、児童相談所に里親が共働き等であることをもって不利益となるような取扱いを行わないことを要請
- こども家庭庁は、共働き世帯の養育環境を整備するため、里親の就労等により児童の保育の必要性が生じた場合に保育所等への入所を認めるとともに、**里親委託された場合を保育所等の優先利用の対象とし、保育所等の確保を支援**
- また、児童の養育等に必要な諸費用を賄うため、里親手当のほか、「幼稚園」に係る費用（入学金、制服費、通園バス代等）を措置費として実費支給。一方で、幼稚園と保育所等は児童を預けているという点に差異はないものの、「**保育所等**」に係る**費用は実費支給の対象外**



調査結果

- ✓ 登録里親のうち共働き世帯が半数以上を占める中、共働き世帯の方が委託児童の養育未経験の割合が高く、里親委託が進んでいない。
- ✓ こども家庭庁の調査では、里親委託されている就学前児童の46%が保育所等に、26%が幼稚園に通う。

（保育所等の確保）

- ✓ 共働き世帯の約2割が児童の受託を断念した経験あり。受託を断念した里親のうち約2割は「保育所等への入所時の点数加算がない」ことを課題と認識
- ✓ こども家庭庁は、都道府県市に保育所等の優先利用について通知しているが、優先利用の認識が浸透しておらず、**入所時の点数を加算していない市町村あり**

（措置費の取扱い）

- ✓ 措置費の実費支給に関し、特に児童が認定こども園に入園した場合、「教育利用」又は「保育利用」かによって**その取扱いが異なる実態あり**
- ✓ 児童を保育所に入所させた際に保育所等に係る費用として**措置費が支給されず自己負担となった例あり**

勧告内容

共働き世帯の養育環境を整備し、共働き世帯への委託を推進するため、以下の措置を講ずること。

- **保育所等入所の優先利用に係る関連通知の周知徹底**
- 里親への措置費支給の取扱いを再考し、**保育所等に係る費用を措置費として支給することを検討**

調査結果③ 里親委託の実施状況（障害児・被虐待児の委託推進）

背景・制度等

- 軽度の障害児や被虐待児を児童養護施設や里親等に措置することがあるが、こども家庭庁は、**障害児や被虐待児など特に専門性の高い支援を必要とする児童を養育する里親として「専門里親」の区分を設定**
- 専門里親になるためには、3年以上の委託児童の養育の経験を有することのほか、専門里親研修を修了していることなどが要件
- 専門里親研修のうち実地研修の実施主体は都道府県市であり、必要に応じて、**社会福祉法人等に研修の実施を委託可**
- こども家庭庁は、専門里親研修の通信教育及びスクリーニングを委託できる**社会福祉法人を例示**しており、**都道府県市が同法人に委託する場合には、里親が東京都（法人所在地）に出向き、研修を受講**

調査結果

- ✓ 障害児・被虐待児の里親等委託率は障害児・被虐待児以外の委託率と比べて低い傾向。児童相談所は「**障害児・被虐待児の養育は特に難しい**」としており、里親が児童の障害の特性等に対応しきれず関係性が悪化し委託解除になった例あり
- ✓ 障害児・被虐待児の多くが養育里親に委託されており、専門里親への委託は少数。児童養護施設や特別支援学校等での勤務経験がなく、実子又は里子の養育経験もない養育里親に障害児・被虐待児を委託しているケースもあり
- ✓ 障害児・被虐待児を養育する里親への**専門的な研修や支援が必要**であるが、**養育里親は専門里親に登録しようとしないう限り専門里親研修を受講できない**。また、児童相談所や里親から、専門里親研修は、国が例示する社会福祉法人にその実施を委託する場合には里親が東京都まで出向く必要があり、**研修を受講しにくい**との意見あり

勧告内容

障害児・被虐待児を委託する里親の養育環境を整備し、障害児・被虐待児の委託を推進するため、専門的な研修の受講機会が確保できるよう、**都道府県市が実施する専門里親登録時又は更新時の研修への支援方策を検討**した上で、**障害児・被虐待児を委託している養育里親への専門的な研修機会の付与**などを検討すること。

調査結果④ 里親不調への対応状況

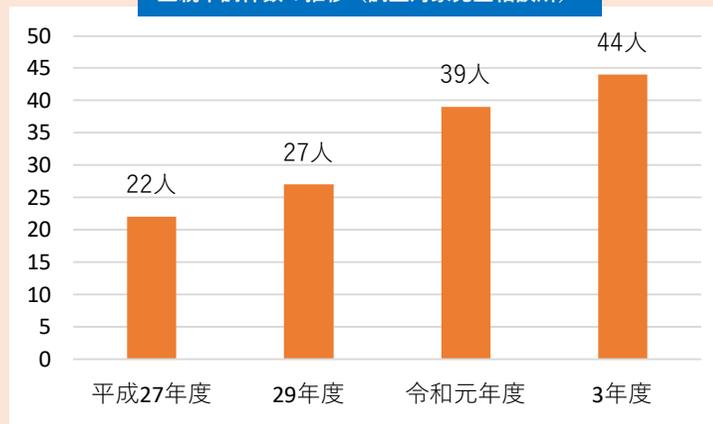
背景・制度等

- 委託後に、児童と里親との関係が悪化して養育を継続できない状態（里親不調）になるケースあり
- こども家庭庁は、児童相談所に、以下の対応を要請
 - **不調の兆しをできるだけ早く把握し、不調の兆しがあれば、家庭訪問や相談支援を実施**
 - やむを得ず委託の解除となる里親に対しては、**委託解除の理由等について丁寧に説明するなど、養育がうまくいかなかったことへの傷つきや喪失感等へのケアを実施**

調査結果

- ✓ 里親不調の件数は増加傾向
- ✓ 児童相談所では、家庭訪問を契機として里親と児童の関係悪化の兆しを把握し、児童相談所が里親に助言するなどして里親不調を未然に防いだ例あり

里親不調件数の推移（調査対象児童相談所）



- ✓ 多くの児童相談所では、里親不調後の里親へのケアとともに振り返りを実施。振り返りの結果、養育時の注意点を事前情報として伝える重要性を再確認し**チェックリストを作成するなど養育支援にフィードバックしている例あり**
- ✓ 他方、児童相談所単位では里親不調事例数が少ない（1児童相談所当たり年間1~2件）ため、里親不調の未然防止策の検討が進んでいない状況。**国において里親不調事例の検証を行い、現場へのフィードバックを望む意見あり**

勧告内容

里親の安定的な養育環境を整備する観点から、児童相談所が**里親不調を未然に防止**できるよう、**全国の事例を把握・分析し、未然防止に資する情報を全国の児童相談所等に周知**すること。

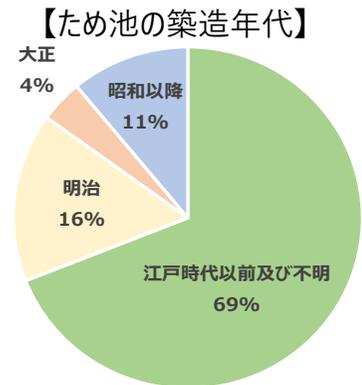
ため池の防災減災対策に関する調査結果（概要）

！ 調査の背景

【通知日：令和6年6月21日 通知先：農林水産省】

- ため池は、全国に約15万箇所存在しているが、劣化の進行とともに、近年豪雨等による決壊が頻発
- ため池管理保全法^(注1)が令和元年7月に施行され、市町村長に対し、ハザードマップ等による住民へのため池の決壊に関する情報等の周知に努めることを義務付け

また、ため池工事特措法^(注2)が令和2年10月に施行（12年度末までの時限立法）され、周辺に住宅等が存在するなど決壊により人的被害を及ぼすおそれのあるため池を、都道府県知事が防災重点農業用ため池として指定した上で、劣化状況評価等の結果に基づき、防災工事を集中的かつ計画的に行う仕組みを整備
- 各地域において、上記取組の着実な実施が喫緊の課題である状況を踏まえ、調査（11都道府県及び66市町村）



（注1）農業用ため池の管理及び保全に関する法律 （注2）防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法

（注）農林水産省HPを基に当省が作成

📄 主な調査結果

- ① 人的被害を及ぼすおそれのあるため池か否かの検討が不十分な事例あり（→P2）
 - ✓ 当省の調査を契機に改めて検討された結果、防災重点農業用ため池の指定に至った事例あり
 - ✓ 市町村の事務負担軽減に配慮しつつ、追加指定候補の把握に努めている事例あり
- ② ため池の評価・防災工事には一定の時間を要する状況（→P2）
 - ✓ リソースの制約等から、ため池工事特措法期間後に評価や防災工事に着手予定のため池あり
 - 農林水産省において、ため池工事特措法施行後5年を目途とした点検・検証に向けて、地域の実情等も把握し、評価・防災工事の推進策の検討を進めることを期待
 - ✓ 現状では評価の結果等を住民に情報提供し、避難行動の判断材料としてもらうことが重要だが、評価結果の公表例は限られ、住民への分かりやすい公表の在り方が悩ましいとの意見あり
- ③ 住民の避難行動に必要な情報が適切に伝わらないおそれがある事例あり（→P3）
 - ✓ ハザードマップにおける避難場所等の表示方法が不適切な事例や、ため池が決壊した場合の浸水に関する情報が隣接市町村に提供されていない事例あり
- ④ 災害時のため池の現況把握は現地確認に頼らざるを得ない状況（→P4）
 - ✓ 住民の自主避難行動を促すために、計画的に水位計等観測機器を設置し、ため池の現況を情報提供している事例あり

👉 当省の意見

検討漏れの確認の促進

評価の結果等の公表の在り方の検討

ハザードマップの点検・不適切事例の解消の促進

設置事例の収集・情報提供

💡 期待される効果

✓ 漏れなく、円滑な評価や防災工事の実施を促進



ため池の決壊等の防止

✓ 住民の防災意識の向上

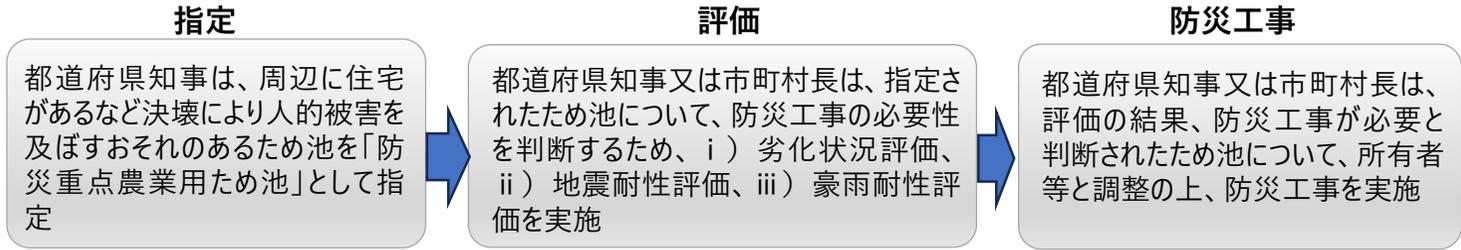


災害時における迅速な避難行動を促進

調査結果 1 ため池の防災対策の実施状況

制度概要

【ため池工事特措法等に基づく基本的な防災対策の流れ】



(注) 所有者が確知できない等の場合、ため池管理保全法に基づき、都道府県知事は代執行として必要な防災工事を行うことができる

【一般的なため池の構造イメージ】



(注) 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要」(農林水産省農村振興局、令和元年7月)から引用

調査結果

① 指定の検討が不十分と思われる例あり

- ✓ 低水位管理により貯水量を減らしていることを理由に防災重点農業用ため池に指定していなかったため池について、当省の調査を契機に改めて検討した結果、指定に至った事例あり
- ✓ 市町村の事務負担軽減に配慮しつつ、追加指定候補の把握に努めている事例あり

② ため池の評価・防災工事にはまだ時間を要する状況

- ✓ 着手予定数に対して一定の進捗がみられたが、リソースの制約等により、特措法期間後に地震・豪雨耐性評価や防災工事に着手予定のため池あり

11都道府県における評価及び防災工事の進捗状況 (単位：ため池)

区分	対象数【A】	令和12年度までの着手予定数【B】 (B/A)	令和4年度末時点の着手数【C】 (C/B)
劣化状況	32,494	32,494 (100.0%)	22,060 (67.9%)
地震耐性		10,006 (30.8%)	5,632 (56.3%)
豪雨耐性		26,806 (82.5%)	19,786 (73.8%)
防災工事	10,089	2,380 (23.6%)	1,024 (43.0%)

農林水産省において、法施行後5年を目途とした点検・検証に向けて、今回の調査結果を踏まえ、地域の実情等も把握し、評価・防災工事の推進策の検討を進めることを期待

- ✓ こうした状況下においては、評価の結果等を避難行動の判断材料として住民に情報提供することが重要

- ✓ 評価結果等を住民向けに公表している都道府県が一部ある一方で、住民への分かりやすい公表の在り方が悩ましいとする意見あり

③ 所有者不明を理由として防災工事の着手に至るまでに苦慮している事例あり

- ✓ 所有者不明のため池について、紛争を懸念し代執行以外の方法を検討中 等
→ 今後、防災工事の着手数の増加に伴い、全国で同様の例が顕在化し、防災工事が遅れる懸念

当省の意見

- ① 指定すべきため池が漏れていないか確認し、検討を行うよう促すこと
- ② 住民への評価の結果等の公表の在り方について検討すること
- ③ 代執行を始めとした所有者不明土地に対する対応の取組例について収集を行い、それらの結果を地方公共団体に情報提供するなど、必要な支援を行うこと

調査結果 2 -(1) ため池の減災対策の実施状況（ハザードマップの作成状況等）

制度概要

- 市町村長は、その区域内に所在するため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項について、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めるとされている（ため池管理保全法）
- 農林水産省によると、ため池管理保全法上の「住民」には、ため池が所在する市町村の住民のみならず、隣接市町村の住民も含まれるとしている

調査結果

調査対象66市町村（8,543か所のため池^(注1)）のうち、61市町村（4,229か所のため池）においてハザードマップが作成されていたが、以下のような事例がみられた（未作成分については今後作成予定）

- ① **ため池の決壊時に想定どおりの水位^(注2)まで浸水した場合、使用できない可能性があるにもかかわらず、何の注釈も付けずに避難場所等をハザードマップに表示している事例あり**（16市町村32か所のため池26か所の避難場所等）
 - ✓ 中には、避難場所等の想定水位が4m近くに達し得るものあり
 - 何らかの注釈を付けないと住民は安全な避難場所等であると誤認するおそれ
- ② **隣接市町村に浸水想定区域が及ぶにもかかわらず、隣接市町村に当該情報を未提供の事例**（19市町村65か所のため池^(注3)）や、**隣接市町村から浸水想定区域が及ぶとの情報を受けたにもかかわらず、自市町村内の住民に未周知の事例あり**（1市町村1か所のため池）
 - ✓ 中には、貯水量が26万m³を超え、万が一決壊した場合には、住宅等に影響を及ぼすおそれのあるものあり
 - ため池の所在市町村から隣接市町村に情報提供を行い、提供を受けた市町村が住民に周知しなければ、住民はハザードマップの情報を認識できないおそれ



【ハザードマップの一例】
(注) 福岡県みやこ町ため池ハザードマップ（避難場所等が適切に表示されている例）

当省の意見

ハザードマップについて、当省の調査でみられたような事例がないか点検を促すとともに、点検の結果、同様の事例が確認された場合は、以下のような措置を講ずるよう検討を促すこと

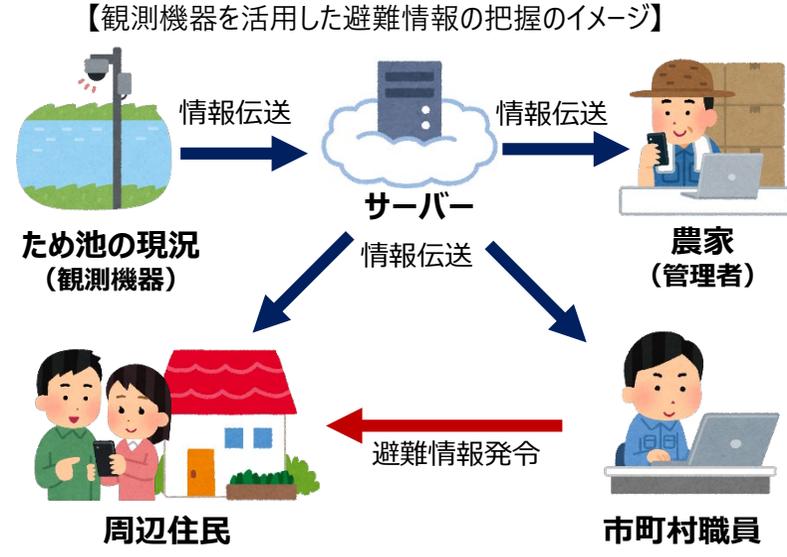
- ① 浸水時に使用できないおそれのある避難場所等には、適切な説明を加えること
- ② 隣接市町村に浸水想定区域が及ぶ場合は、隣接市町村に情報提供を行い、情報提供を受けた市町村は住民への周知を行うこと

(注)1 農林水産省がハザードマップの作成対象としているため池の数。作成対象外のため池は、浸水想定区域図で代用可とされている
 2 想定される水位が0.5m以上の避難場所等を対象とした
 3 情報提供したかどうか不明の2市町村14か所のため池を含む

調査結果 2 -(2) ため池の減災対策の実施状況（避難情報の住民への周知状況等）

制度概要

- 市町村において、住民への避難情報の発令基準を作成することとされており、ため池については、防災対策の実施状況、雨量等を基に発令することとされている（「避難情報に関するガイドライン」（内閣府作成））。農林水産省では、ため池ごとに形状、老朽化の程度等が異なり、統一的な危険水位の設定が困難であるとし、具体的な発令基準例等を示していない
- 農林水産省では、平成30年7月豪雨等を踏まえ、影響が大きなため池については、ため池の状態を迅速に把握するための観測機器が必要との考えを示しており、国庫補助事業により、ため池における水位等の観測機器の設置・運用に係る支援メニューを用意している



(注) 「農業用ため池の管理及び保全に関する事例集」(令和5年3月農林水産省農村振興局)を参考にして当省が作成

調査結果

- **多くの市町村で避難情報発令や豪雨時等の住民への情報提供は現地確認による情報に頼らざるを得ない状況**
 - ✓ 調査対象66市町村（1万1,447か所のため池）のうち、水位計のデータを基に降雨等による水位が設計洪水水位(注)を超えた場合などに避難情報の発令を行うのは1市町村1か所のため池
 - 水位などのリアルタイムの情報が把握できるようになれば、住民の避難行動のための情報提供がしやすくなるとする意見あり
 - ✓ 住民の自主避難の判断材料に活用することなどを目的として水位計、監視カメラ等観測機器を設置していたのは19市町村166か所のため池にとどまる
 - 観測機器未設置の理由として、設置後の通信費等ランニングコストに係る費用負担の調整が課題であるなどの意見あり
 - ため池の大きさや立地状況（ため池直下に住宅等があるか否か）、設置する地区に偏りが生じないかといった点についても考慮し、計画的に設置を進めている事例あり

当省の意見

下流への影響度等を考慮し計画的に観測機器の設置を進められるよう、既に設置した事例の収集・提供を行うなど、地方公共団体に対し、より一層の支援を行うこと

(注) 近代的な設計基準に基づき設定される、ため池の洪水吐きの処理能力で対応できる最高水位